

議案第 13 号
議決第 号

始良市企業立地促進条例の一部を改正する条例の件

始良市企業立地促進条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市企業立地促進条例の一部を改正する条例

始良市企業立地促進条例（平成22年始良市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「3年以内」を「5年以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の始良市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に工業生産施設等の操業を開始する事業者について適用し、同日前に工業生産施設等の操業を開始した事業者については、なお従前の例による。